

免許種類ごとの運転可能車種一覧（平成29年6月19日現在）

日本の免許種類	牽引+大型 牽引+中型	大型 中型	中型（限定8t） 牽引+中型（限定8t） 準中型 牽引+準中型 準中型（限定5t） 牽引+準中型（限定5t） 普通 牽引+普通	大型二輪	普通二輪	普通二輪 （小型限定）	原付
台湾の免許種類	聯結車 （E）	大客車 （D）	小型車 （B）	大型重型機車 （A3）		普通重型機車 （A2）	普通輕型機車 （A1）
台湾の車両分類							
聯結車	○	×	×	×	×	×	×
大客車	○	○	×	×	×	×	×
大客貨両用車	○	○	×	×	×	×	×
代用大客車	○	○	×	×	×	×	×
大貨車	○	○	×	×	×	×	×
小客車	○	○	○	×	×	×	×
小客貨両用車	○	○	○	×	×	×	×
代用小客車	○	○	○	×	×	×	×
小貨車	○	○	○	×	×	×	×
大型重型機器腳踏車A	×	×	×	○	×	×	×
大型重型機器腳踏車B	×	×	×	○	○	×	×
普通重型機器腳踏車	×	×	×	○	○	○	×
普通輕型機器腳踏車	○	○	○	○	○	○	○
小型輕型機器腳踏車	○	○	○	○	○	○	○

運転が認められる車両の定義（平成29年6月19日現在）

車両の種類	定義（大きさ、乗車定員等）
聯結車	車両総重量が750kg以上の被牽引車を牽引する自動車
大客車	乗車定員が10人以上であり、又は車両総重量が3,500kgを超える乗用車 乗車定員が25人以上であり、又は車両総重量が3,500kgを超える通学通園バス
大客車 両用車	車両総重量が3,500kgを超え、かつ、乗車定員が定められている自動車 乗車定員が10人以上であり、かつ、最大積載量が定められている自動車
代用大客車	貨物に代わり25人以下の人員を乗車させた、車両総重量が3,500kgを超える貨物車
大貨車	車両総重量が3,500kgを超える貨物車
小客車※	乗車定員が9人以下で車両総重量が3,500kg以下の乗用車 乗車定員が24人以下で車両総重量が3,500kg以下の通学通園バス
小客貨両用車※	車両総重量が3,500kg以下で乗車定員が9人以下の自動車のうち、乗車定員及び最大積載量が定められており、最後部の座席を固定させた場合においてその後方に1立方メートル以上の積載のための空間があるもの
代用小客車	貨物に代わり9人を超えない人員を乗車させた、車両総重量が3,500kg以下の貨物車
小貨車	車両総重量が3,500kg以下の貨物車
大型重型機器腳踏車A	総排気量が550ccを超える自動二輪車又は三輪車
大型重型機器腳踏車B	総排気量が250ccを超え、550cc以下である自動二輪車又は三輪車 最高出力が29.84kwを超える自動二輪車又は三輪車
普通重型機器腳踏車	総排気量が50ccを超え、250cc以下である自動二輪車又は三輪車 最高出力が3.73kwを超え、29.84kw以下である自動二輪車又は三輪車
普通輕型機器腳踏車	総排気量が50cc以下の二輪車又は三輪車 最高出力が1kw以上3.73kw以下である二輪車又は三輪車 最高出力が1kw未満で最高速度が毎時45kmを超える二輪車又は三輪車
小型輕型機器腳踏車	最高出力が1kw未満で最高速度が毎時45km以下である二輪車又は三輪車

※印を付した種類の車両については、車両総重量750kg未満の被牽引車を牽引する場合における当該車両を含む。